

台風第19号による大雨の被害を受けられた皆さんへ

制度などの名称・区分	制度について(概要・対象者・内容など)	手続きに必要なもの	受付窓口・問合せ先
①り災証明書の発行(無料) ■個人・世帯向け ■法人向け □その他 □給付 □補助 □貸付 □減免 ■その他	【対象者】 住宅などに被害を受けた方 【内容】 保険金の請求や公的な給付を受ける際などに必要とされる被害の程度を証明する書類です。申請後、職員による現地調査を経て発行しますので、10日程度の日数がかかります。なお、り災証明書は郵送でお送りします。 ※おおむね災害後1カ月以内(11月中旬ごろまで)に申請をお願いします。災害から日数がたつほど、災害と被害の因果関係の判断が困難になり、「り災証明書」を発行できない場合があります。 ※り災証明書は、各支援などを受けようとする際に必要となる書類です。	○原則、被害の状況が確認できる写真 ○落雷による機器の故障の場合は、修理業者による見積書(「落雷による故障」と記載されているものに限り)ます) ○窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)	【受付窓口】 市民課 各行政センター市民サービス係 【問合せ先】 市民課市民係 ☎21-5111
②宅地内に流入した土砂の対応 ■個人・世帯向け ■法人向け □その他 □給付 □補助 □貸付 □減免 ■その他	【概要】 宅地内に流入した土砂は土嚢袋 ^ど に入れてご連絡ください(土嚢袋は支給します)。回収日については後日連絡します。		【受付窓口・問合せ先】 環境課 ☎21-5138
③浸水家屋の消毒 ■個人・世帯向け ■法人向け □その他 □給付 □補助 □貸付 □減免 ■その他	【概要】 大雨の被害に遭った家屋の消毒を行う方のため、家屋消毒薬(オスバン消毒薬)および消石灰の無料配布を行っています。また、自分で消毒できない方のため、市職員による消毒噴霧も行っています。		【受付窓口・問合せ先】 環境課 ☎21-5138
④浸水被害などのごみの対応 ■個人・世帯向け ■法人向け □その他 □給付 □補助 □貸付 □減免 ■その他	【概要】 大雨の被害で家庭から出されたごみは、10月・11月中の土曜日、祝日も受け入れます。 ※11月3日(日・祝)は休場 受入時間 …午前9時～午後4時30分		【受付窓口・問合せ先】 可燃物 … クリーンセンター ☎22-7762 不燃物 … リサイクルセンター ☎21-7221
⑤災害見舞金 ■個人・世帯向け □法人向け □その他 ■給付 □補助 □貸付 □減免 □その他	【概要】 被災した方の一時的な援護を図るため、災害見舞金を支給します。 【対象者】 市内に住所を有し、災害で現に自己の居住する家屋が損壊・焼失した方 ※り災証明を受けた方のうち、対象となる方には市からご連絡します。 【内容】 ・住居の全壊、流出、全焼1世帯につき20万円 ・住居の大規模半壊1世帯につき15万円 ・住居の半壊、半焼、床上浸水1世帯につき10万円	特にありません。 ※ただし、り災証明書(1ページ①番)の申請は必要です。	【問合せ先】 社会福祉課社会福祉係 ☎25-3064
⑥住宅被害者向け相談窓口 ■個人・世帯向け □法人向け □その他 □給付 □補助 □貸付 □減免 ■その他	【概要】 住宅への被災者が対象の相談窓口です。 【対象者】 住宅に被害を受けた方 【内容】 被災住宅の修理や融資制度の相談など	特にありません。	【受付窓口・問合せ先】 建築住宅課 ☎21-5197

制度などの名称・区分	制度について(概要・対象者・内容など)	手続きに必要なもの	受付窓口・問合せ先
⑦市営住宅の提供 <input checked="" type="checkbox"/> 個人・世帯向け <input type="checkbox"/> 法人向け <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 給付 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 減免 <input checked="" type="checkbox"/> その他	【概要】 居住用住宅に被害を受けた方に、市営住宅を提供します。 【対象者】 床上浸水などにより、居住用住宅が被害を受け、住宅に困っている方 ※藤原地域は空き住戸がないため、提供できません。 ※居住期間は、原則3カ月以内です。詳しくはお問い合わせください。	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> り災証明書(写し可)	【受付窓口・問合せ先】 建築住宅課 ☎21-5164 各行政センター産業建設係 ④☎54-1114 ⑤☎93-3117 ⑥☎97-1133
⑧災害救助法・住宅の応急修理制度 <input checked="" type="checkbox"/> 個人・世帯向け <input type="checkbox"/> 法人向け <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 給付 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 減免 <input type="checkbox"/> その他	【概要】 台風第19号に伴う災害により、住宅が半壊または大規模半壊を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理する制度です。 【対象者】 (1) 浸水被害等により半壊または大規模半壊の住宅被害を受けたこと(全壊の住宅は対象となりません。ただし、応急修理で居住が可能な場合、この限りではありません)。 (2) 現に、避難所または車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となり、避難所等へ避難を要しなくなると見込まれること。 (3) 公営住宅を利用しないこと(一時的な避難として入居している場合を除く)。 (4) 大規模半壊の場合、資力要件は問いません(半壊の住宅被害を受け、自らの資力では応急修理することができない方については、申出書を提出してください)。 【内容】 <input type="checkbox"/> 応急修理の範囲 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道の配管及び配線並びにトイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。 (1) 浸水被害等と直接関係ある修理のみを対象 (2) 住宅内装に関するものは、原則として対象外(例外あり) <input type="checkbox"/> 基準額 修理限度は1世帯当たり最大59万5千円。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなします。 <input type="checkbox"/> 工事完了期間 原則、災害発生日(令和元年10月12日)より1カ月以内。	<input type="checkbox"/> 資力に関する申出書(半壊の方) <input type="checkbox"/> 住宅の応急修理申込書 <input type="checkbox"/> 修理見積書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 被害状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 世帯全員分の住民票 <input type="checkbox"/> 世帯全員分の所得証明書 <input type="checkbox"/> り災証明書(コピー可) <input type="checkbox"/> 申請者の印鑑(認印) ※申請の前に必ずご相談ください ※申込書等は被災者が提出してください	【受付窓口・問合せ先】 建築住宅課 ☎21-5164
⑨市税などおよび、上下水道料金の納付相談 <input checked="" type="checkbox"/> 個人・世帯向け <input checked="" type="checkbox"/> 法人向け <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 給付 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 減免 <input checked="" type="checkbox"/> その他	【概要】 市税などの納付が困難な方の相談を行います。 【対象者】 台風による被害を受けた方	<input type="checkbox"/> 被害を受けた事実を確認できる書類(り災証明書(写し可)修理代の見積書など)	【受付窓口・問合せ先】 税務課徴収係 ☎21-5103 水道課 ☎21-4532 下水道課 ☎21-5150
⑩市税などの減免 <input checked="" type="checkbox"/> 個人・世帯向け <input checked="" type="checkbox"/> 法人向け <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 給付 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> 減免 <input type="checkbox"/> その他	【概要】 住宅などに著しい損壊を受けた場合、市県民税・固定資産税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が減免になる場合があります。 【対象者】 住宅などに著しい損壊を受けた方など。 ※著しい損壊とは、基礎・柱・梁などの建物の主体構造が損壊して大規模な修理を必要とする場合です。床下浸水や外壁に数力所ひびが入った程度の場合は減免対象にはなりません。 【内容】 減免を受けるには、り災証明書が必要になります(減免の認定の際には、市職員の現地確認が必要です)。	【固定資産税の場合】 <input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> り災証明書(写し可) 【上記以外の場合】 <input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 被害を受けた事実を確認できる書類(り災証明書(写し可)、建物保険の給付明細書など)	【受付窓口・問合せ先】 税務課市民税係 ☎21-5113 税務課資産税係 ☎21-5114

制度などの名称・区分	制度について(概要・対象者・内容など)	手続きに必要なもの	受付窓口・問合せ先
⑪ 国税の特別措置 ■個人・世帯向け ■法人向け □その他 □給付 □補助 □貸付 □減免 ■その他	【概要】 災害により被害を受けたときは、手続きにより申告などの期限の延長、納税の猶予などを受けることができます。 【対象者】 災害により被害を受けた個人、事業者 【内容】 ・申請により、申告などの期限の延長や納税の猶予を受けることができます。 ・確定申告により所得税の全部または一部を軽減することができます。 ・被害を受けた事業者が消費税簡易課税制度の適用を受けること(または適用をやめること)ができます。	お問い合わせください	【受付窓口・問合せ先】 鹿沼税務署 ☎0289-64-2151 ※月曜～金曜日(土曜・日曜日、祝日を除く)午前9時～午後5時
⑫ 県税の負担軽減措置 ■個人・世帯向け ■法人向け □その他 □給付 □補助 □貸付 ■減免 ■その他	【概要】 災害により被害を受けたときは、手続きにより申告などの期限の延長、納税の猶予または減免などを受けられる場合があります。 【対象者】 災害により被害を受けた個人、事業者 【内容】 ・対象となる主な税目 個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割(自動車税)、自動車・軽自動車税環境性能割(自動車取得税)	お問い合わせください	【受付窓口・問合せ先】 鹿沼県税事務所 ☎0289-62-6203 自動車税事務所 ☎028-658-5521 県税務課 ☎028-623-2101 ※月曜～金曜日(土曜・日曜日、祝日を除く)午前9時～午後5時
⑬ 医療機関等での窓口負担の免除 ■個人・世帯向け □法人向け □その他 □給付 □補助 □貸付 ■減免 □その他	【概要】 被害を受けた方は医療機関等での窓口負担の支払いが不要になる場合があります。 【対象者】 日光市国民健康保険、栃木県後期高齢者医療、全国健康保険協会の被保険者で次の①～⑤のいずれかに該当する方 ※上記以外の保険の方はご加入の各保険者にお問い合わせください ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方 ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われた方 ③主たる生計維持者の行方が不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止された方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 【内容】 対象者の方は医療機関等の窓口で申告することで窓口負担の支払いが不要になります(令和2年1月末まで)。	※医療機関等の窓口で災害証明書(※)の提示は必要ありません。口頭で申告してください。 医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。	【問合せ先】 保険年金課医療給付・年金係 ☎21-5110
⑭ 国民年金保険料の免除 ■個人・世帯向け □法人向け □その他 □給付 □補助 □貸付 ■減免 □その他	【概要】 災害により、国民年金保険料を納付することが著しく困難な場合には、申請により保険料が免除になる場合があります。 【対象者】 被保険者や配偶者、世帯主または同一世帯の方が所有している住宅や家財、その他の財産に被害を受け、保険料納付が困難な方 ※被害金額がそれらの価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合(保険金、損害賠償金などにより補充された金額を除く) 【内容】 申請により国民年金保険料納付が免除になります。免除期間は、令和元年9月分～令和3年6月分の期間(保険料納付済み期間を除く)です。	【被保険者本人が申請する場合】 ○申請書 ○り災証明書(写し可)または被災状況届 ○年金手帳など基礎年金番号が分かるもの ○本人確認書類(運転免許証など) 【代理人が申請する場合】 ○問合せ先にご連絡ください。 ※窓口で被害状況など(被害前の財産の金額、被害金額、保険金などの金額)をお聞きします。	【受付窓口・問合せ先】 保険年金課医療給付・年金係 ☎21-5110 今市年金事務所 ☎88-0082 ※月曜～金曜日(土曜・日曜日、祝日を除く)午前9時～午後5時

制度などの名称・区分	制度について(概要・対象者・内容など)	手続きに必要なもの	受付窓口・問合せ先
⑮介護サービス利用者負担額減免 <input checked="" type="checkbox"/> 個人・世帯向け <input type="checkbox"/> 法人向け <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 給付 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> 減免 <input type="checkbox"/> その他	【概要】 介護サービス自己負担額(1割・2割・3割負担の部分)の支払い猶予および減免 【対象者】 台風第19号により住宅の全半壊、床上浸水等の被害を受けた要介護(要支援)被保険者の方など 【内容】 介護サービス事業者に支払う利用料の支払い猶予および免除が受けられます。	<input type="radio"/> 申請書 <input type="radio"/> り災証明書(写し可) ※希望する方は事前にご相談ください	【受付窓口・問合せ先】 高齢福祉課介護サービス係 ☎21-5100
⑯日光市制度融資「災害対策資金」 <input type="checkbox"/> 個人・世帯向け <input checked="" type="checkbox"/> 法人向け <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 給付 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 減免 <input type="checkbox"/> その他	【概要】 災害により経営の安定に支障を来している市内中小企業者向けの制度融資です。 【対象者】 <input type="radio"/> 対象災害：日光市が災害救助法の適用を受けた災害またはそれと同程度と市長が認めた災害 <input type="radio"/> 対象者：対象災害に該当する被害または影響を受け、設備の復旧や事業再建、経営安定のための資金を必要としている市内中小企業者 <input type="radio"/> 融資条件 ・市内に事業所があり、法人の場合は市内に商業登記を、個人の場合は市内に住民登録をしていること。 ・引き続き1年以上継続して事業を行っていること。 ・災害により、市長の発行する「り災証明書」を受けている、または市長の発行する「中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット4号)」の認定を受けていること。 ・返済が確実であると認められ、申込人および保証人のいずれも、市税・公共料金を完納していること。 【内容】 <input type="radio"/> 資金使途：災害により損傷した設備を復旧するための設備資金、事業再建および経営の安定のために必要な運転資金 <input type="radio"/> 限度額：運転資金1,000万円、設備資金2,000万円 <input type="radio"/> 返済期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内 <input type="radio"/> 返済方法：月賦償還(据置1年以内) <input type="radio"/> 利率：5年以内1.4%・7年以内1.7%・10年以内2.0% <input type="radio"/> 利子助成：日光市が一部補助(補助率・年数等については決定次第市ホームページでお知らせします) <input type="radio"/> 保証料：日光市が全額補助 <input type="radio"/> 保証人：個人は原則不要、法人は当該法人の代表者 <input type="radio"/> 担保：原則不要	借入について、市内各金融機関へのお申込みが必要です。	【受付窓口】 足利銀行・栃木銀行・鹿沼相互信用金庫・筑波銀行の市内各支店 ※融資のご相談・申し込み 【問合せ先】 商工課商工業振興係 ☎21-5136
⑰電気料金の料金免除など <input checked="" type="checkbox"/> 個人・世帯向け <input checked="" type="checkbox"/> 法人向け <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 給付 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> 減免 <input type="checkbox"/> その他	【概要】 契約者から申し出があった場合に限り、次のような特別措置があります。 【対象者】 市内の契約者で、被災された方 【内容】 ㊤支払期日の1カ月延長(2019年9月分(※)、10月分~12月分) ㊥不適用月の電気料金の免除 ㊦工事費の免除 ㊧仮設工事費の免除 ㊨被災により使用できなくなった設備の基本料金免除 ㊩計量器などの取付工事費の免除 ※9月分については、支払期日が災害救助法の適用日(10月12日)以降となる地域にお住まいの方が対象 ※詳しくは、東京電力ホームページ内の「お知らせ」(http://www.tepco.co.jp/ep/notice/news/2019/1518831_8907.html)をご覧ください。	特にありませんが、申出は契約者本人が行ってください。	【問合せ先】 東京電力エナジーパートナー(株) ☎0120-993-052 ※月曜~土曜日(日曜・祝日を除く)午前9時~午後5時

制度などの名称・区分	制度について(概要・対象者・内容など)	手続きに必要なもの	受付窓口・問合せ先
⑱NHK放送受信料の免除 ■個人・世帯向け ■法人向け □その他 □給付 □補助 □貸付 ■減免 □その他	【概要】 半壊または床上浸水以上の被害を受けた建物の放送受信契約について、2カ月分の放送受信料が免除となります。 【対象者】 半壊または床上浸水以上の被害を受けた建物の放送受信契約者 【内容】 NHK放送受信料の2カ月分の免除 免除の期間：令和元年10月～11月(2カ月間)	○放送受信料免除申請書 ○り災証明書(写し可)	【問合せ先】 NHK宇都宮放送局営業部 ☎028-634-0088 ※月曜～金曜日(土曜・日曜日、祝日を除く)午前10時～午後5時
⑲運転免許証の再交付や有効期間の延長等について ■個人・世帯向け □法人向け □その他 □給付 □補助 □貸付 ■減免 □その他	【概要】 大雨の被害により運転免許証を亡失・滅失した場合には、り災証明がなくとも申請窓口で被災状況をお伝えいただくことにより、運転免許証の再交付を受けることが可能です。 また、運転免許のような許認可等(令和元年10月10日以後に満了するもの)について有効期間が令和2年3月31日まで延長される場合があります。 ※詳細については、所管警察署担当窓口までご相談ください	お問い合わせください	【問合せ先】 今市警察署交通課 ☎23-0110 日光警察署交通課 ☎53-0110

その他お知らせ

❖道路の破損にご注意ください

大雨によって、道路が破損している場合があります。通行には十分注意し、路面状況がよくわからないときには避けて通ったり速度を落としたりするなど、安全の確保に気をつけてください。また、道路の破損箇所を見つけたときはすぐに下記までご連絡ください。

【問合せ】 維持管理課 ☎21-5160

❖倒れた立木などの対応について

個人所有の立木が倒れて道路や水路をふさいでしまった場合には、至急撤去をお願いします。また、道路などの構造物を壊してしまった場合には、すぐに下記までご連絡ください。

【問合せ】 維持管理課 ☎21-5160

❖農地・農業用施設の被災時の対応について

農地や農業用水路などの施設に、土砂の流入や畦畔崩れなどの被害があった場合は、下記までご連絡ください。

【問合せ】 農林課 ☎21-5172

❖令和元年台風第19号災害義援金の募集

日光市および日光市社会福祉協議会では、各地に甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号災害により被災された方々を支援するため、義援金の募集を行います。募集しました義援金は、日本赤十字社を通じて被災地に送金します。

【募集期間】 令和2年3月27日(金曜日)まで

【募金箱設置場所および窓口】 本庁市民課、各行政センター市民サービス係、各地区センター・出張所、市民サービスセンター、市民活動支援センター、社会福祉協議会の本所・各支所(栗山支所を除く)

【受領書または税制上の優遇措置(所得税、法人税)を希望される場合】 領収書または税制上の優遇措置(所得税、法人税)を希望される場合は、先に受付が必要となります。義援金を募金箱に入れる前に、職員までお声かけください。受領書を後日、郵送します。なお、義援金を募金箱に入れた後では、その額が確認できず、受領書の発行ができなくなりますので、ご注意ください。

【問合せ】 総務課防災対策係 ☎21-5166

※日光市および日光市社会福祉協議会での「令和元年台風第15号千葉県災害義援金」の募集は終了します

その他災害に関するお問い合わせは…企画総務部総務課防災対策係 ☎21-5166・FAX 21-5137